

★ 建設業法施行細則の一部を改正する規則（規則第一号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設業法の一部が改正されたことに伴い、建設業者監督処分簿の閲覧方法を定めた。

二 施行期日

平成二十六年三月一日